

「9条をまもり憲法をいがす富山県民の会」

第8回定期総会



日 時 2012年2月11日(土) 10:00～

会 場 ボルファートとやま 2F大ホール

9条をまもり憲法をいかす富山県民の会

第8回 定期総会次第

1、開会

2、主催者代表あいさつ

3、報告事項

① 2011年度活動報告

② 2011年度決算報告

③ 2011年度会計監査報告

4、議事

第1号議案 2012年度活動方針（案）

第2号議案 2012年度予算（案）

5、総会アピール採択

6、閉会

~~~~~☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~

記念講演 斎藤 貴男

まもう9条・いかそう憲法～『震災・原発事故と憲法』

## 報告事項

# 2011年度活動報告

### 1、9条をまもり憲法をいかす富山県民の会 第7回総会・記念講演

昨年2月11日（金）15時からボルファートとやまで開催し、県内の各界・各層、平和センター構成組織・地域組織の皆さんなど約320人が参加しました。

総会では、普天間問題、政治とカネの問題で鳩山内閣が崩壊し、代わって誕生した菅内閣の新自由主義への回帰、参議院における憲法審査会「規定」策定の動き、新たな「防衛計画の大綱」で専守防衛から動的防衛力へと転換、普天間基地問題で辺野古新基地建設の沖縄への押し付けという情勢の中、会員の拡大に努め、広く県民のみなさんと共に、9条をまもり憲法をいかす活動を展開していくことを確認しました。

記念講演では、作家の雨宮処凜さんを迎えて、「格差・貧困・戦争」について聞き手には川渕映子さん（アジア子どもの夢代表）とディスカッション形式で討論が行われました。また、フリーター・ニートなどで開催したインディーズメーデーの様子をDVDで紹介し、「フリーター自殺の根底にある社会構造の問題を配信していきたい」と訴えました。

### 2、2011年 憲法講演会

11月11日（金）、自治労とやま会館にて、憲法擁護富山県民連合、富山県平和運動センター、9条をまもり憲法をいかす富山県民の会が主催し、約130人の参加で開催されました。

講演は、「反戦・平和、原発・沖縄問題について」と題して、全日本港湾労働組合の伊藤彰信中央執行委員長から講演を受けました。伊藤委員長は「自民党と同じことをしている民主党を批判しているのが自民党だが、一致しているのは憲法の改正だ」と指摘し、生存権を中心とする憲法をまもるため、国民に理解される運動を展開していかなければならぬと訴えました。

講演の後、環太平洋パートナシップ協定（TPP）交渉について、作業部会の交渉が全く明らかにされていない中、野田首相がTPP交渉への参加表明をしないよう求めた決議を採択しました。

### 3、第4回 ありがとう9条とやま憲法フェスタ

11月27日（日）、自治労とやま会館にて、富山県平和運動センター、9条をまもる県民の会、護憲県民連合など15団体で実行委員会を構成し開催されました。

記念講演、映画上映、冬野菜即売会、多彩な出店や大抽選会などを企画しておこなわれ、延べ350人を超える参加者がありました。

記念講演は、ハイロアクション福島原発40年実行委員会の黒田節子さんが「福島原発と私たちの未来—原発震災の渦中から—」と題して講演。被災地の現状、避難生活の実態、放射能汚染・除染の問題などスライドを使って生々しく訴えました。

大会議室の映画上映は、ETV特集で放映された「原発事故への道程」を3時間に渡って上映し、多くの方が鑑賞しました。

### 4、賛同団体との連携

県平和運動センター、護憲県民連合が取り組む、憲法キャラバンや各種集会、市民団体が主催する講演会など積極的に参加し、県内で活動している市民・民主団体との交流につとめました。

## 5、教宣・情報発信

マモル通信の発行は、11月にNO.8号を発行（山形で開催された「憲法理念の実現をめざす」第48回護憲大会、第4回ありがとう9条とやま憲法フェスタ案内）2012年1月に号外を発行（9条をまもり憲法をいかす富山県民の会第8回定期総会・記念講演の案内）し情報の共有につとめてきました。また、「9条を守る県民の会」ホームページに「マモルちゃん通信」をPDFファイルで掲載し情報発信してきました。

# 9条をまもる県民の会決算報告書

〈自=2011年1月1日～至2011年12月31日〉

## 〈収入の部〉

| 科 目      | 予 算 額     | 決 算 額     | 備 考   |
|----------|-----------|-----------|-------|
| 前期繰越金    | 557,973   | 557,973   |       |
| 個人会費     | 1,000,000 | 774,000   |       |
| 団体会費     | 500,000   | 340,000   |       |
| 総会チケット販売 | 200,000   | 274,700   | 運営協力金 |
| 雑 収 入    | 27        | 40        | 預金利息  |
| 合 計      | 2,258,000 | 1,946,713 |       |

## 〈支出の部〉

| 科 目    | 予 算 額     | 決 算 額     | 備 考                                 |
|--------|-----------|-----------|-------------------------------------|
| 総会費    | 550,000   | 453,123   | 講師謝礼・会場料他                           |
| 会議費    | 60,000    | 12,878    | 企画委員会・駐車料                           |
| 印刷・宣伝費 | 200,000   | 68,848    | マモルちゃん通信1回分                         |
| 事務・通信費 | 300,000   | 66,204    | 事務用品・消耗品費・P C 関係<br>メール便送料・インク代・手数料 |
| 地域活動費  | 50,000    | 10,000    | 12.8集会（高岡）協賛金                       |
| 活動費    | 300,000   | 141,615   | 憲法フェスタ他                             |
| 事務局費   | 700,000   | 651,000   | 専従者手当・駐車料<br>事務所負担金                 |
| 予備費    | 98,000    | 0         |                                     |
| 次期繰越金  | 0         | 543,045   |                                     |
| 合 計    | 2,258,000 | 1,946,713 |                                     |

# 2011年度会計監査報告

2012年1月31日

9条をまもり憲法をいかす富山県民の会

運営委員会御中

会計監事 川岸 正徳、

## 2011年度会計監査報告について

9条をまもり憲法をいかす富山県民の会会則第7条の規定に基づき、  
2011年度会計監査を実施したので、その結果を以下の通りご報告します。

### 記

- (1) 監査の実施日 1月 31日(火)
- (2) 監査の場所 9条をまもり憲法をいかす富山県民の会事務所
- (3) 監査の対象 一般会計
- (4) 立会者 野上事務局長 池田書記
- (5) 監査の結果 会計出納帳、元帳、預金通帳、伝票および証拠書類等を監査したところ、いずれも正確であることを確認した。
- (6) 所見 特になし。

以上

# 「9条をまもり憲法をいかす富山県民の会」

## 第8回定期総会議案

〈第1号議案〉 2012年度活動方針（案）

### [若干の情勢と課題]

#### （1）憲法理念に基づく政治への転換

3月11日の「東日本大震災」は、東北地方を中心に各地に大きな被害をもたらし、福島第一原発の事故は大量の放射性物質の放出問題などが続き、なお収束の動きは確立されていません。生活の基盤と雇用を失い、そして放射能汚染によって住み慣れた土地に戻ることを制限されているばかりか、通常の数十倍もの放射線を浴びたことで、生命・健康すら脅かされる事態を招いています。憲法前文2項では「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と謳っています。平和憲法の「生存権」を基本に、憲法理念に基づく政治、脱原発へのエネルギー政策転換を求め「新しい社会」を作り上げなくてはなりません。

#### （2）憲法改悪を許さない闘いの強化

設置から4年以上凍結状態となっていた憲法審査会が動き始めました。東日本大震災からの復旧・復興や福島第一原発事故の收拾を優先させるべきときに「なぜ今」という唐突感は否めません。「ねじれ国会」のもと国会運営に苦しむ民主党政権が、「サンフランシスコ講和条約締結60周年」を改憲へのあらたな一步としようとする自民、環境権や人権の拡大などを付け加えた「加憲」を掲げる公明両党の協力を得るために、両党の求める憲法審査会の始動に応じたというのが実情です。今、求められているのは、震災と原発事故から立ち直るために知恵を絞り、政治の力を結集することではないでしょうか。「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が、震災や原発事故の被災者、貧困や格差の拡大で苦しむ人々に保障されているのかが問われています。憲法改悪を許さない運動、憲法理念の実現に向けた取り組みを強化していくかなければなりません。

#### （3）沖縄返還40年、沖縄米軍基地、日米地位協定の根本的な見直しを

1972年に27年のアメリカ統治に終止符が打たれ沖縄が返還、今年の5月15日で40年になります。返還に伴う密約「基地の自由な使用と緊急時の核の貯蔵、通過。膨大な財政支出」のもと、日本の総面積のわずか0.6%に過ぎない沖縄県に今も74%が集中し、さらに、アメリカの意図のもと、環境影響調査評価書を沖縄県に提出し名護市辺野古に新基地建設の動きが強まっています。また、日米地位協定のもとで米軍による被害は、騒音とともに沖縄県民の命と暮らしを痛め続けています。返還後40年の今日でも、沖縄の米軍基地問題は何も解決していません。日本政府はもちろん、日本社会そして私たち自身も沖縄返還40年をどう迎えるべきか、今一度根本的に考えていかなければなりません。普天間基地の即時変換、辺野古新基地建設に反対する沖縄県民の揺らぎない意思を受け止め、根本的な米軍基地問題の解決に向けて取り組みを進めなければなりません。

図のもと、環境影響調査評価書を沖縄県に提出しました。普天間基地の即時返還、辺野古新基地建設に反対する沖縄県民の揺らぎない意思です。政府は日米合意を見直し建設計画を断念すべきです。

#### (4) 開いの積み重ねを政治力に

このような情勢の中、脱原発・9条をまもり憲法をいかす取り組みは、ますます重要になってきています。労働者や市民のたたかいの積み重ねで政治を変えていかなければなりません。沖縄では伊波洋一さんが立候補した2月12日の宜野湾市長選、6月には県議選、県内では4月に魚津市議選が行われます。国政では国会の動向によってこの6月にも衆議院選とも言われています。脱原発・9条をまもり憲法理念をいかす議員を増やし政治力に結びつけていくことが重要です。

### [具体的な取り組み]

#### 1、「9条をまもる県民の会」会員継続と拡大

会員は現在1,600人余りの皆さん登録しています。

家族、親戚、知人、友人、賛同団体への会員継続と新規会員拡大を働きかけ、各自が“もう一人の会員拡大”で会員倍増を目指し取り組んでいきます。

#### 2、地域組織の結成

各地域での活動、取り組みに支援し、地域組織作りを推進していきます。

#### 3、教宣・情報発信の強化

##### ①講演会、学習会など積極的に参加

護憲県民連合、県平和運動センターが取組んでいる憲法講演会や「ありがとう9条・とやま憲法フェスタ」、賛同団体など行っている学習会など積極的に参加します。

##### ②「マモルちゃん通信」の発行

会員の拡大、組織作りには情報の共有、学習は欠かせません。「マモルちゃん通信」の年3回発行を目標にし、会員のみなさんに情報発信していきます。

##### ③ホームページの内容の豊富化、更新を進め情報の共有化につとめます。

\* H P U R L が変わりました。 <http://www.peace-toyama.jp/9jyou/> です。

#### 4、賛同団体との連携強化

9条をまもる活動をしている多くの団体、賛同団体の学習会への相互参加、教宣物の共有化など連携を進めます。

#### 5、事務局体制の充実強化

今後の取り組みを進めていく上において、事務局体制の強化が急務です。専従事務局長を中心に、企画委員会、運営委員会の見直しをし、活動強化を図っていきます。

## 9条をまもる県民の会2012年予算（案）

〈自=2012年1月1日～至2012年12月31日〉

### 〈 収 入 の 部 〉

| 科 目       | 11年度決算額   | 12年度予算額   | 備 考           |
|-----------|-----------|-----------|---------------|
| 前 年 繰 越 金 | 557,973   | 543,045   |               |
| 個 人 会 費   | 774,000   | 1,000,000 | @1,000×1,000名 |
| 団 体 会 費   | 340,000   | 650,000   | 各種団体・過年度分含む   |
| 運 営 協 力 金 | 274,700   | 130,000   |               |
| 雑 収 入     | 40        | 55        | 預金利息          |
| 合 計       | 1,946,713 | 2,323,100 |               |

### 〈 支 出 の 部 〉

| 科 目         | 11年度決算額   | 12年度予算額   | 備 考                  |
|-------------|-----------|-----------|----------------------|
| 総 会 費       | 453,123   | 450,000   | 講師謝礼・会場料他            |
| 会 議 費       | 12,878    | 60,000    | 企画委員会他               |
| 印 刷 ・ 宣 伝 費 | 68,848    | 200,000   | マモルちゃん通信3回           |
| 事 務 ・ 通 信 費 | 66,204    | 300,000   | 事務用品・P C 関係・送料他      |
| 地 域 活 動 費   | 10,000    | 50,000    |                      |
| 活 動 費       | 141,615   | 300,000   | ありがとう9条憲法フェスタ        |
| 事 務 局 費     | 651,000   | 700,000   | 事務所負担金<br>専従者手当・駐車料金 |
| 予 備 費       | 0         | 263,100   |                      |
| 次 期 繰 越 金   | 543,045   |           |                      |
| 合 計         | 1,946,713 | 2,323,100 |                      |

# 9条をまもる県民の会 会則

## (第1章 名称及び目的)

第 1条 この会は、「9条をまもる県民の会」と称し、事務所を富山市奥田新町8番1号・ボルファートとやま内・富山県平和運動センターに置く。

第 2条 9条をまもる県民の会は、日本国憲法第9条の改悪に反対し、憲法の平和理念をいかすこととする。

第 3条 9条をまもる県民の会は、前条の目的を達成するために、以下の運動・課題に取り組む。

- (1) 会員の募集と拡大。
- (2) シンポジウム・学習会・講演会などの開催による、職場・地域・家庭などでの啓蒙活動。
- (3) 街頭宣伝、住民ビラ配布、街頭ポスター貼り、広告塔や懸垂幕などによる、宣伝活動。
- (4) 学習資料の作成と配布。
- (5) 同じ趣旨の全国ネットの会と連携した活動。
- (6) その他、目的達成に必要な活動。

## (第2章 構成及び権利義務)

第 4条 9条をまもる県民の会は、前章の目的、運動・課題及び会則に賛同する個人・団体で構成する。

第 5条 9条をまもる県民の会における個人・団体の権利は、すべての会則のもとに平等である。

## (第3章 入会及び退会)

第 6条 9条をまもる県民の会への入会及び退会は、基本的に個人・団体の自由意志に基づくものとする。

## (第4章 組織の構成)

第 7条 9条をまもる県民の会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 総会を、年1回開催する。
- (2) 運営委員会 会の総括を行う。
- (3) 企画委員会 取組みの企画や実務、会の運営などを行う。  
代表運営委員(運営委員から若干名)と事務局員(運営委員から若干名と実務を  
担える会員から若干名)で構成する。
- (4) 会計監事を選出し、会計処理について監査する。
- (5) 運営委員会などのメンバーの補充や交代について、総会、運営委員会、企画委員会で協議する。

## (第5章 財政)

第 8条 (1) 9条をまもる県民の会の経費は、個人・団体会費、寄付金及びその他をもって賄う。

(2) 年間会費は、個人会費は1人につき1口1,000円、団体会費は1団体につき1口10,000円とする。

(3) 一旦納入された個人・団体会費、寄付金及びその他は、返金しない。

第 9条 貢産の管理、処分に関する事項は、運営委員会の承諾を得るものとする。

## (附則)

第10条 この会則は、2005年2月11日より適用する。

第11条 個人・団体会費については、2005年1月から徴収する。

## 9条をまもり憲法をいかす富山県民の会 第8回総会アピール（案）

2011年3月11日、東日本を襲った未曾有の大震災に加えて、東京電力福島第一原子力発電所の「人災」ともいえる深刻で重大な事故により、人々が住み、働き、学び、福祉や医療を受けてきた日常の生活が奪われました。原発事故により大量の放射性物質が放出され、将来にわたり、人々の日常生活が根底から脅かされる重大な事態になっており、事故から11ヶ月もたった今も収束の目途は立っていません。

生活の基盤を失い、雇用を失い、そして放射能汚染によって故郷を失っている現実に、私たちは「生存権」という憲法理念の課題として、向き合うことが求められています。憲法前文2項では「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と謳っています。2009年の政権交代後の「連立政権樹立にあたっての政策合意」の中で「憲法の保障する諸権利の実現を第一とし、国民の生活再建に全力を挙げる」として打ち出された政治の方向を改めて築くことが求められています。

政府は、まず被災者に寄り添い、復興策を一日も早く実現することです。しかし警戒しなければならないことは、この災害に乗じて大連立を画策し、「非常事態」「危機管理」「超法規」などを名目に進められようとしている「改憲」や「大増税」への策動です。私たちは憲法の示す平和に生きる権利と基本的人権の尊重が実現されるよう強く求めます。

今年は日米安保条約が調印されて60年、沖縄返還40年の年です。

普天間基地撤去の沖縄県民の切実な声がいまだに実現されず、辺野古新基地が作られようとしていることは容認できません。軍事同盟や軍事力によって東アジアの平和は実現されません。私たちが掲げ続けてきた、日本国の平和憲法と9条が、世界平和への国際世論をつくりだすことには大きな役割をはたしてきたと確信します。

人為的な戦争、自然災害、人災、とりわけ国策によって、人々のいのちが奪われることは、決して許されてはなりません。私たちは、歴史の歪曲を許さず、平和をまもり、憲法を暮らしにいかすために「9条をまもり憲法をいかす」運動を広く県民の皆さんと共に取り組んでいきます。

2012年2月11日

9条をまもり憲法をいかす富山県民の会・第8回定期総会

# 9条をまもり憲法をいきかす富山県民の会

## —第8回総会・記念講演—

講師 斎藤 貴男さん

演題 「震災・原発事故と憲法」

### 【斎藤 貴男(さいとう たかお)さんプロフィール】

1958年東京都生まれ。早稲田大学商学部卒業。  
イギリス・バーミンガム大学修士（国際学MA）。『日本  
工業新聞』、『プレジデント』編集部、『週刊文春』記者  
などを経て独立。

主な著書に『国が騙した NTT株の犯罪』（文藝春秋）  
『カルト資本主義』『機会不平等』（いずれも文春文庫）  
『バブルの復讐』（講談社文庫）『希望の仕事論』（平凡  
社新書）『小泉改革と監視社会』（岩波書店）  
『消費税のカラクリ』（講談社現代新書）『消費増税で日本  
崩壊』（ベスト新書）『民意のつくられた』（岩波書店）など。  
ユニークな視点と確かな取材で、時事、社会、経済、教育  
問題を取り上げる。格差社会や政府による情報統制などへ  
の激しい批判で知られている。



主な書籍の中から3冊をご用意しました

『消費税のカラクリ』 講談社 756円

『消費増税で日本崩壊』 ベストセラーズ 800円

『民意のつくられた』 岩波書店 1785円

ありがとう  
憲法9条

ぜひ、お買い求め下さい

